

瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)の感染者が発生した施設のうち、重症化するリスクの高い高齢者及び障害者が利用する市内の高齢者施設事業所等の職員及び当該職員と同居している者並びに入所者等に対し、高齢者施設事業所等が実施した抗原検査等に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、早期に感染者を把握するとともに、高齢者施設事業所等の安定的な事業実施を促進し、入所者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設事業所等 別表に定める施設及び事業所をいう。
- (2) 入所者等 高齢者施設事業所等に入所又は通所する者をいう。
- (3) 抗原検査等 行政検査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条に基づく調査として実施される検査をいう。)の対象外とされた抗原定性検査及び抗原定量検査並びにPCR検査で、医療機関又は次に定める機関若しくは検査キットで実施したものをいう。
 - ア 厚生労働省が公表している自費検査を提供する検査機関
 - イ 厚生労働省が承認した新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に所在する高齢者施設事業所等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保健所又は医師の判断により新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者とされた者や、感染の疑いのあるものと接触した可能性がある者が高齢者施設事業所等で発生した場合において、補助対象者が、当該高齢者施設事業所等の職員及び当該職員と同居している者並びに入所者等のうち、当該発生した日から2週間以内に次の各号のいずれかに該当し、感染の疑いがあるものに対して抗原検査等を実施した事業とする。

- (1) 県外往来歴がある者
- (2) 県外在住者との接触歴がある者
- (3) 濃厚接触者との接触歴がある者
- (4) 感染の疑いのあるものと接触した可能性がある者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 他の補助制度（保険適用等）により、補助を受けている場合（補助を受ける見込みのある場合を含む。）
- (2) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（第4号において暴力団という。）である場合
- (3) 代表者、役員又は従業者が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（次号において暴力団員という。）である場合
- (4) 代表者、役員又は従業者が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有

する者である場合

- (5) 抗原検査等において陽性結果が出たにも関わらず、医療機関又は保健所への報告を怠った場合

(補助金額等)

第5条 補助金額は、予算の範囲内とし、抗原検査等1件当たり、補助上限額10,000円と1検査当たりの経費の実支出額を比較して、少ない方の額に検査件数を乗じた額とし、年度ごとに1高齢者施設事業所等当たり30件を上限とする。ただし、同一の補助対象者が同一の所在地において補助事業を行う事業所を複数運営している場合は、当該事業所を全て合わせて30件を上限とする。

- 2 補助回数は、一つの感染事案において、職員若しくは当該職員と同居している者又は入所者等1人につき1回とする。ただし、市長が必要と認める場合は、複数回補助することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、令和5年3月15日までに、瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費計算書

- (2) 領収書等費用支払いの実績が確認できるもの

- 2 補助金の交付申請は、期間内(この要綱の施行の日から令和5年3月15日までの間をいう。)であれば複数回行うことを可能とするが、前条第1項に規定する上限を超えて申請することはできない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請があった場合は、その内容

を審査し、交付することを適当と認めるときは、瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付することを適当と認めないときは、瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付を認めるときは交付の決定の日から30日以内に当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第9条 市長は、補助金の執行の適正を期するため、その職員に、補助対象者の事業所若しくは施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、

又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13条 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 第12条の規定は、前項本文の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月13日から施行し、改正後の瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金交付要綱の規定は令和3年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の瀬戸市高齢者施設事業所等抗原検査等費用補助金交付要綱は、令和3年10月1日以後に行った検査から適用し、令和3年10月1日以前に行った検査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

別表（第2条関係）

高齢者施設事業所	障害者施設事業所
(予防)特定施設入居者生活介護事業所 (予防)短期入所生活／療養介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 通所介護事業所 (予防)通所リハビリテーション事業所 (予防)訪問入浴介護事業所 訪問介護事業所 (予防)訪問看護事業所 (予防)訪問リハビリテーション事業所 (予防)福祉用具貸与事業所 (予防)特定福祉用具販売事業所 (予防)認知症対応型通所介護事業所 (予防)小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (予防)認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型通所介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 労災特別介護施設 介護予防通所サービス事業所 生活支援通所サービス事業所 介護予防訪問サービス事業所 生活支援訪問サービス事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 短期入所（ショートステイ）事業所 重度障害者等包括支援事業所 施設入所支援事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 地域相談支援（地域移行支援）事業所 地域相談支援（地域定着支援）事業所 計画相談支援事業所 訪問入浴介護事業所 移動支援事業所 日中一時支援事業所 地域活動支援センター事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所